

業務実施契約（単独型）公示

調達管理番号：20a00132

国名：ニカラグア

担当部署：経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第三チーム

調達件名：ニカラグア国道の駅による地域経済振興アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：道の駅による地域経済振興アドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年7月中旬 から 2021年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：現地 3.0M/M、国内 2.0M/M 合計 5.0M/M
- (3) 業務日数：国内業務期間 現地業務期間 整理期間
37日 90日（全3回） 3日

「現地業務期間」の内訳は、以下のスケジュールを想定している。

- ・第1次国内業務期間：2020年7月中旬～8月下旬（27日間）
- ・第1次派遣：2020年9月上旬～9月下旬（20日）
- ・第2次国内業務期間：2020年10月（5日間）
- ・第2次派遣：2020年10月下旬～12月上旬（40日）
- ・第3次国内業務期間：2020年12月（5日間）
- ・第3次派遣：2021年2月上旬～3月上旬（30日）
- ・国内整理期間：2021年3月中旬（3日間）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
 - (2) 見積書提出部数：1部
 - (3) 提出期限：6月24日(12時まで)
 - (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）
 - 提出方法等の詳細については JICA ホームページ 内の以下をご覧ください。業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf
- なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- 評価結果の通知：2020年7月7日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務：	地域産業振興にかかる各種業務
対象国／類似地域：	中米地域／中南米地域
語学の種類：	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグアの経済は近年、GDP成長率も5%台を達成するなど着実な成長を実現しているが、一人当たりGDPは2,031米ドルと未だ低いレベルにある(2018、ニカラグア中央銀行)。直近の統計である2010年の国家開発情報院の経済センサスによると、ニカラグアには17万5千の事業所があるが、その88%にあたる15万3千事業所が従業員4人以下の零細事業者および小規模生産者である。しかしながら、市場にて事業を行っているのは2万3千事業所にとどまり、11万5千事業所は自宅を使って事業を営んでおり、零細事業者による市場へのアクセスが不十分な状況にある。

そのような中、JICAは2012年から課題別研修「地域振興(一村一品運動)」に、市役所や地方自治振興庁(以下、INIFOM)の職員15名を研修員として派遣し、帰国研修員の活動が活発化する中、2013、2014年度には、同活動をさらに推進するため、研修員の出身地であるニカラグア北部4県にて2回のフォローアップ協力を実施した。その際、研修講師の訪問により現地での活動の有効性が確認され、今後推し進めるべき方向性が示されるとともに、活動や実施体制を定着させることの重要性が提示された。

このような背景のもと、2015年9月から2年間、INIFOMをC/Pに実施した個別案件「地場産業振興アドバイザー」では、同「地域振興(一村一品運動)」と連携しつつ、同北部4県のうち3県を対象に、ニカラグアに適した「分散・体験型見本市(D-HOPE)」の計画・運営方針策定手法の確立を目指し、体験型プログラムやカタログ作成により地元の小規模生産者や生産品の視覚化が進められた。さらに2016年3月には調査団が派遣され、「分散・体験型見本市」と連携したマーケットプレイスの導入方法や必要な取り組み、目指すべきモデル等の検討が行われた。その結果、今後、マーケットプレイスとしての直売所の設立運営と、直売所出荷者としての生産者の組織化が、地場産業振興活動のさらなる展開に必要と認識された。

他方、2014年に終了した開発調査「国家運輸計画プロジェクト」が作成した計画では、交通セクター開発と産業振興の接点として「道の駅」を提案し、ニカラグア政府に有望な戦略のひとつとして受け止められた。こうして上述の「地場産業振興アドバイザー」の成果と連携させつつ、ニカラグアに適した道の駅モデルを構築することを目指して、本案件が我が国に対し要請された。

これを受け JICA は 2020 年 1~2 月まで「地域経済振興アドバイザー」専門家を派遣し、INIFOM を通じ、アクターである地方自治体関係者に「道の駅」のコンセプトを紹介した。今後は、試験的な実施（3つのパイロット市）を通してニカラグアに適した道の駅モデルの実実施計画の策定を支援し、零細事業者、小規模生産者の事業がより活発に実施されるために、地方自治体の地域経済振興を目指すこととしている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、3つのパイロット市での活動を通してニカラグアに適した道の駅モデルの実実施計画の策定を目的とし、C/P機関、地方自治体職員ら、道の駅の実施、運営にかかる関係者に対し、技術的な助言・支援を行う。具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 国内準備期間（2020年7月中旬～8月下旬）

- ① 既存の文献、ニカラグア国道の駅による「地域経済振興アドバイザー」専門家業務完了報告書（2020年2月）、C/P及びニカラグア政府ホームページ等から情報を入手し、現状を整理、分析する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ② 道の駅に関する既存の文献、国内の事例等の情報を収集・整理する。
- ③ 現地業務の開始に向けて、JICAニカラグア事務所と事前調整を行う。
- ④ 本業務のワークプラン（西文、和文）を作成し、JICA経済開発部へ提出し、説明する。併せて、JICAニカラグア事務所にもデータを送付する。
- ⑤ JICAニカラグア事務所に対しテレビ会議によりワークプランの説明を行う。
- ⑥ ニカラグア事務所と連携し、遠隔（ビデオ会議、メール、等）によりINIFOMが素案を作成した「道の駅」のコンセプトペーパーの内容について助言し、完成を支援する。
- ⑦ パイロット事業実施を視野に入れつつ、ニカラグアにおける類似の取り組みの運営形態、関係機関の役割、予算分担の仕組みなどに関する情報収集を行う。
- ⑧ プロジェクトパイロット市候補の中から、選定基準をINIFOMと協議し、適切なパイロット市（3市程度）を選定する。選定の際にFOMUDEL2¹との連携を図り、FOMUDEL2のパイロット市が「道の駅」のパイロット市となるよう調整し、「道の駅」パイロット事業実施計画が「市開発計画（Plan Desarrollo Municipal）」、またその運営費が「市年間事業計画（Plan de Inversión Anual）」に組み込まれるように支援する。
- ⑨ INIFOM本庁担当技官と連携し、パイロット事業地（市レベル）の事業実施体

¹ INIFOM を C/P として実施中の技術協力プロジェクト「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2」（2018年～2022年）

制が整うよう、助言・支援を行う。

(2) 第1次現地派遣期間 (2020年9月上旬～9月下旬)

- ① ワークプランを元に、遠隔で調整済みの内容の確認及び今後の活動計画について INIFOM と協議し、合意する。
- ② コンセプトペーパーの内容を関係者（中央政府レベル、INIFOM 本庁）が十分理解するためのワークショップを開催する。
- ③ INIFOM 本庁担当技官および地方支所技官と共に、パイロット事業地（市レベル）の事業実施体制が整理・合意されるよう、助言・支援を行う。
- ④ 選ばれたパイロット市に対し、パイロット事業計画策定について十分理解するためのワークショップの計画・実施にあたり、INIFOM を支援する。
- ⑤ 第1次現地業務期間完了に際し、これまでの現地業務結果を総括した第1次現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。また、JICA ニカラグア事務所に第1次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出し、報告を行う。

(3) 第2次国内準備期間 (2020年10月)

- ① 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ② 選ばれたパイロット市に対し、パイロット事業計画策定の支援をメールや Skype 等で遠隔にて行う。
- ③ 同国へ派遣中の「農業開発アドバイザー（経済分析）」及び「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2 (FOMUDEL2)」の専門家と必要に応じて Skype 等で情報共有を行い、連携可能性を検討する。
- ④ 第1次現地業務後のワークプランを見直し後、第2次派遣にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、JICA 経済開発部へ説明し、提出する。併せて、JICA ニカラグア事務所にもデータを送付する。

(4) 第2次現地派遣期間 (2020年10月下旬～12月上旬)

- ① JICA ニカラグア事務所及び C/P に対し更新したワークプランの説明を行う。
- ② 選定されたそれぞれの「道の駅」パイロット事業の実施計画書・工程表案の作成および予算の策定に対し INIFOM 本庁担当技官および地方支所技官と共に助言・支援を行う。
- ③ INIFOM 本庁担当技官および地方支所技官と共に、観光庁等が実施している地域振興のための類似事例や「地場産業振興アドバイザー」が活動していた地域の視察の計画・実施を支援する。
- ④ 選定されたそれぞれの「道の駅」パイロット事業の実施計画書・工程表の最終化に対し INIFOM 本庁担当技官および地方支所技官と共に助言・支援を行う。
- ⑤ 第2次現地業務期間完了に際し、これまでの現地業務結果を総括した第2次現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。また、JICA ニカラグア事務所に第2次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出し、報告を行う。

(5) 第3次国内準備期間 (2020年12月)

- ① 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA 経済開発部に提出し、

報告する。

- ② INIFOM本庁担当技官および地方支所技官の支援をメールやSkype等で遠隔にて行う。
 - ③ 同国へ派遣中の「農業開発アドバイザー（経済分析）」及び「FOMUDEL2」の専門家とSkype等で情報共有を行い、連携可能性を検討する。
 - ④ 第2次現地業務後のワークプランを見直し後、第3次派遣にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、JICA経済開発部へ説明し、提出する。併せて、JICAニカラグア事務所にもデータを送付する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2021年2月上旬～3月上旬）
- ① JICAニカラグア事務所及びC/Pに対し更新したワークプランの説明を行う。
 - ② 市役所による「道の駅」パイロット事業の実施に対し、INIFOM本庁の担当技官および地方支所技官と共に助言・支援を行う。
 - ③ 「道の駅」パイロット事業関係者（政府機関職員および生産者）に対して、適切な研修（マーケティング研修、組織化強化研修、販売促進（SNS活用、ポップ活用、陳列方法、等）研修、等）や観光庁等が実施している類似事例や「地場産業振興アドバイザー」が活動していた地域の視察の計画・実施を支援する。また、第三国の類似先行事例視察についても検討する。
 - ④ 第3次現地業務期間完了に際し、第1次から第3次までの現地業務結果を総括し、専門家業務完了報告書（西文）のドラフトをC/P機関に提出し、報告する。また、JICAニカラグア事務所に対し専門家業務完了報告書（和文、西文）のドラフトを提出し、報告を行う。
- (7) 国内整理期間（2021年3月中旬）
- ① 第3次派遣期間中に提出した専門家業務完了報告書（和文、西文）のドラフトをJICA経済開発部に説明し、コメントを得る。コメントを反映させた最終版について、JICA経済開発部へ提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

体裁は、簡易製本とし、併せて、電子データも提出すること。

- (1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

本案件で実施する活動内容、スケジュールを関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（西文、和文）を作成する。現地渡航において、C/Pとの議論を深め、改訂を重ねることを想定している。C/P機関、JICA経済開発部、JICAニカラグア事務所へ提出する。
- (2) 現地業務結果報告書（第1次、第2次）

各派遣終了時に、西文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。

 - ・西文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAニカラグア事務所へ各1部）
 - ・和文：2部（JICA経済開発部、JICAニカラグア事務所へ各1部）
 - ・記載事項：①各派遣時における業務の具体的内容
②各派遣時における業務の達成状況

- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④次期派遣に向けた活動計画

(3) 専門家業務完了報告書（第3次派遣終了時）

提出部数は以下のとおり。ドラフトを作成し、現地派遣終了時に JICA ニカラグア事務所へ、帰国時に JICA 経済開発部へ報告し、コメントを得る。コメントを反映させた最終版を提出すること。

- ・西文：3部（C/P 機関、JICA ニカラグア事務所、JICA 経済開発部へ各1部）
- ・和文：2部（JICA ニカラグア事務所、JICA 経済開発部へ各1部）
- ・記載事項例：
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ 提言
 - ⑤ その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本 ⇒ アトランタ/ヒューストン/メキシコシティ ⇒ ニカラグア ⇒ アトランタ/ヒューストン/メキシコシティ ⇒ 日本を標準とします。

(2) 臨時会契約の委嘱
なし

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

第1回目の現地業務期間は、2020年9月上旬から9月下旬まで（20日間）を予定しています。第2回目の現地業務期間は、2020年10月下旬から12月上旬まで（40日間）、第3回目の現地業務期間は、2021年2月上旬から3月上旬まで（30日間）を想定していますが、第1次現地派遣期間中に今後の活動計画をC/Pと議論し、第2次及び第3次派遣時期を調整してください。

② 現地での業務体制

本業務従事者はINIFOM本庁配属とし、必要に応じてパイロット事業を実施する市を所管する地方支所、またパイロット事業対象市まで出張を行います。また、必要に応じ、本業務従事者の事務補助を行うアシスタントをJICAニカラグア事務所が備上することを想定しています。（なお、アシスタントの備上期間、業務内容については、業務開始後にJICAニカラグア事務所と調整してください。）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎 : あり
- イ) 宿舎手配 : あり
- ウ) 国内出張時の車両借上げ : あり
- エ) 通訳傭上 : なし
- オ) 現地日程のアレンジ
第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、JICAニカラグア事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供
INIFOM内における執務スペースの提供あり。

(2) 参考資料

- ① 本業務にかかる資料の写をJICA経済開発部・農業・農村開発第一グループ第三チーム (E-Mail:edga1@jica.go.jp、Tel : 03-5226-8476) にて配布します。
 - ・ ニカラグア国道の駅による地域経済振興アドバイザー専門家業務完了報告書 (2020年2月)
 - ・ JICA農村開発部調査団 (2019年2月派遣) とINIFOMによる協議議事録 (西語)
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部 契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール :
 - ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全

管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 現地派遣業務については、第1回国内業務の進捗及び結果、また新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以上